

3 1 学 振 号 外
令和2年2月26日

関係学校法人会計事務ご担当者様

愛知県県民文化局県民生活部学事振興課
私学振興室指導グループ

幼児教育・保育の無償化に係る学校法人の会計処理について

昨年10月から実施の幼児教育・保育の無償化による、会計処理について、別紙のとおりまとめましたので、事務上の参考としてください。

また、別紙の参考資料、内閣府『幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ(2020年1月17日版)』は、下記のURLをご覧ください。

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/musyouka/pdf/faq_20200117.pdf

担 当 指 導 グ ル ー プ 大 竹
電 話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 1 8 6

1 施設等利用費の会計処理(新制度未移行幼稚園)

参考資料

内閣府『幼児教育・保育の無償化に関する自治体向け FAQ(2020年1月17日版)』17-4、17-5

支払い方法	大科目	小科目	備考
償還払い	特段の会計処理はありません。(従来の会計処理と同様です。)		—
法定代理受領※ 【利用料(入園料・保育料) の納付期限到来時】	学生生徒等納付 金収入	施設等利用給付 費収入	施設等利用給付費収入を超える徴収額については「授業料収入」等の科目で計上

※市町村からの受領時は、預り金として受け入れます。

2 施設型給付費等の会計処理(子ども・子育て支援新制度園)

参考資料

内閣府『幼児教育・保育の無償化に関する自治体向け FAQ(2020年1月17日版)』17-8

・従来の会計処理と同様です。

3 預かり保育事業にかかる施設等利用費の会計処理 (新制度未移行幼稚園・子ども・子育て支援新制度園)

参考資料

内閣府『幼児教育・保育の無償化に関する自治体向け FAQ(2020年1月17日版)』17-6

支払い方法	大科目	小科目	備考
償還払い	特段の会計処理はありません。(従来の会計処理と同様です。)		—
法定代理受領※ 【預かり保育料の納付期 限到来時】	付随事業・収益事 業収入	施設等利用給付 費収入	施設等利用給付費収入を超える徴収額については「補助活動収入」等の科目で計上

※市町村からの受領時は、預り金として受け入れます。

4 実費徴収に係る補足給付事業(副食費)の会計処理(新制度未移行幼稚園)

参考資料

内閣府『幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ(2020年1月17日版)』17-10

支払い方法	大科目	小科目	備考
償還払い	特段の会計処理はありません。(従来 の会計処理と同様です。)		—
法定代理受領①※ 【実費の納付期限到来時】	学生生徒等納付 金収入	補足給付費収入	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで、教育活動と一体的 に行う給食の費用として、給食 費を「学生生徒等納付金収入」 として取り扱っている場合 ・補足給付費収入を超える徴収 額については、従来会計処 理と同様です。
法定代理受領②※ 【実費の納付期限到来時】	付随事業・収益事 業収入	補足給付費収入	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで、給食費を「付随事 業・収益事業収入」として取り 扱っている場合 ・補足給付費収入を超える徴収 額については、従来会計処 理と同様です。

※市町村からの受領時は、預り金として受け入れます。